

支 払 基 金  
令 和 3 年 3 月 9 日

令和 3 年 3 月 31 日付けで廃止予定としていた  
コメントマスターの廃止時期の延期について

令和 2 年 3 月 27 日付け保医発 0327 第 1 号「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」並びに令和 2 年 4 月 30 日及び令和 2 年 8 月 31 日付け事務連絡「令和 2 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」に基づき、本年、3 月 31 日をもって廃止する旨お知らせしていたコメントマスターについては、保険医療機関及び保険薬局（以下、「保険医療機関等」という。）への影響等を考慮し、当分の間、延期することとしましたのでお知らせします。

なお、廃止時期については、保険医療機関等への周知を十分に行った上で改めて決定することといたします。